

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による障害補償給付の支給に関する処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A会社に雇用され、B所在の同社C事務所（以下「事業場」という。）において訪問介護員として就労していた。

請求人は、平成〇年〇月〇日、訪問介護先から自転車で事業場に戻る途中、自動車に追突され負傷した（以下「本件災害」という。）。

請求人は、同日、D病院に受診し「腰部打撲傷、左膝擦過傷、頭部打撲傷」と診断され、療養の結果、平成〇年〇月〇日治ゆ（症状固定）した。

請求人は、治ゆ後、障害が残存するとして、監督署長に障害補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人に残存する障害は労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級（以下「障害等級」という。）第14級に該当するものと認めたものの、請求人には平成〇年〇月〇日の業務災害による障害等級第14級の既存障害があることから、加重に該当しないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたところ、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人に残存する障害が障害等級第14級を超える障害等級に該当する障害であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人及び再審査請求代理人（請求人及び再審査請求代理人を併せて、以下「請求人ら」という。）は、請求人の後遺障害は、右肩関節の機能障害及び頑固な神経症状であり、その障害等級は併合第11級とすべきである旨主張しているため、以下検討する。

(2) 請求人の負傷の状況については、E医師の平成○年○月○日付け診断書には傷病名は「右肩腱板断裂」となっており、診断した根拠として、同医師の平成○年○月○日付け症状所見書によると、本件災害後の平成○年○月○日のMRI検査の結果によるものであるとしている。F医師は、平成○年○月○日付け意見書において、平成○年○月○日に撮影されたMRIの所見にある右肩腱板断裂が新鮮なものか陳旧性なものか、同年○月○日と本件災害のいずれによるものかの判別は困難であり、G医師の臨床所見から右肩腱板損傷と判断され、H病院の診療録の記載からも本件災害前にも右肩関節部の疼痛が持続していたことから、右肩腱板損傷が存在していたことが示唆される旨述べている。また、I医師は、平成○年○月○日付け鑑定書において、請求人は、D病院での平成○年○月○日撮影の右肩のX線写真によると、肩峰骨頭間距離の狭小化が進行し、肩関節の変形性関節症が発症しており、平成○年○月○日に撮影されたMRIで肩腱板大断裂が生じているものの、本件災害後であるため腱板の断裂がいつ生じたかは明らかではない旨述べている。

以上の各医師の所見に鑑みると、右肩腱板断裂の原因については、平成〇年〇月〇日の災害によるものであるのか、本件災害によるものであるのかは不明であると言わざるを得ないが、本件災害により、請求人に残存する後遺障害とみなし、以下検討することとする。

- (3) 本件災害による後遺障害は、本件災害前から右肩腱板損傷が存在し、また、MR I 検査の結果で右肩腱板の断裂が確認されており、右肩関節部の疼痛が持続していることが認められることから、「局部の神経系統の障害」及び肩関節の運動範囲の測定結果から、「右肩関節の機能障害」であると認められ、これらの障害の障害等級について検討すると次のとおりである。

ア 「局部の神経系統の障害」

E 医師の治ゆ時（平成〇年〇月〇日）に診断した平成〇年〇月〇日付け診断書には神経症状として「右肩周辺のしびれ」としか記載されておらず、激しい痛みがあるとの医師の所見や申述はないものの、請求人は、平成〇年〇月〇日の聴取書において、本件災害日の翌朝は右肩を動かすと激痛やしびれがあった旨述べているほか、本件公開審理において、腕の痛みとだるさがある旨述べていることから、「右肩周辺のしびれ」及び「腕の痛みとだるさ」の神経症状があると認められ、これらの症状は「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）に該当するものと判断する。

イ 「右肩関節の機能障害」

決定書理由に説示するとおり、肩関節の運動範囲の測定結果から、健側に比して4分の3以下に制限されているものとは認められないことから、障害等級には該当しない。

なお、請求人らは、関節可動域の測定については、他動ではなく自動により行うべきである旨主張しているが、決定書理由に説示するとおり、請求人の場合は自動により測定すべき事例には該当しないことから、主張は認められない。

- (4) 以上のことから、請求人に残存する障害のうち障害等級に該当するのは、右肩周辺部のしびれ等の神経症状である「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）のみである。
- (5) 請求人には、既存障害として平成〇年〇月〇日に受傷したことによる障害の「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）があるところ、

当審査会としても、決定書理由に説示するとおり、本件災害による障害も「局部に神経症状を残すもの」（障害等級第14級の9）であり、既存障害より重くならないため、加重には該当しないとの審査官の結論は妥当であり、支給すべき給付額は生じないものと判断する。

(6) なお、請求人らは、I医師との面談の際、同医師から残存障害は第12級に相当する旨説明を受け、決定書理由の経過のなお書きにも審査請求で第12級の6に該当すると認められているとの記載がされている旨主張しているが、請求人の当該審査請求は棄却されており、請求人の残存障害が第14級の9に該当するとの原処分は維持されていることから、決定書における当該記載は審査官の誤記であることを確認している。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした障害補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。